

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 26 年度	次 回 見 直 し 予 定	平成 31 年度																								
条 例 名	神奈川県文化財保護条例																												
条 例 番 号	昭和 30 年神奈川県条例第 13 号	法 規 集	第 14 編第 6 章																										
所 管 室 課	教育局生涯学習部文化遺産課																												
条 例 の 概 要	文化財保護法（以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定めている。																												
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考																								
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	この条例は、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高い文化財の保存及び活用を図り、もって県民の文化的向上と我が国の文化の進歩に貢献することを目的として、県にとって重要な文化財の保存及び活用に関する事項を定めたものである。 現在、この条例に基づき、国と相まって、適切に文化財の保存及び活用が図られており、必要な条例である。			文化財保護法第 182 条																								
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	法と同様に、文化財の指定制度を設け、現状変更等の行為については許可制度を採用するとともに、修理等を行う場合には補助金を交付するなど、条例の目的を果たすための規定が整備されており、有効に機能している。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>24</th> <th>23</th> <th>22</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許可</td> <td>18</td> <td>37</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>28</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">数字は、県指定文化財の当該年度の許認可等の件数</p>	年度	25	24	23	22	21	指定	1	4	1	1	1	許可	18	37	24	23	28	補助	42	43	43	28	39
	年度	25	24	23	22	21																							
	指定	1	4	1	1	1																							
	許可	18	37	24	23	28																							
	補助	42	43	43	28	39																							
効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	文化財の保存及び活用を図るため、現行法体系に基づく、国・県・市町村それぞれの役割分担の下で、法や市町村の条例との整合を図りながら、効率的な運用がなされている。																												
基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	県の総合計画である「かながわグランドデザイン」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」の中で、文化遺産（文化財）の保存と活用などが掲げられており、県政の基本的な方針に適合している。																												
適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	憲法、法令に抵触しない内容である。																												
その他																													
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。																									